

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ家電製品購入促進事業(市民)(エネルギー等の物価高騰に直面する生活者への支援)(令和7年度分)	①エネルギー等の物価高騰に直面する生活者への支援を行うため、省エネ家電の買い替えにかかる費用を補助することで、光熱費の削減を推進するとともに、あわせて市内の温室効果ガスの削減を推進する。なお、給付対象については、エネルギー等の物価高騰に直面する生活者への支援という事業目的から、対象となる省エネ家電製品を購入した者に限定している。 ②兵庫県内の店舗で省エネ家電製品を新品(未使用品)で合計5万円(税抜)以上購入し、設置が完了している方への補助(合計10万円以上:2万円、合計5万円以上10万円未満:1万円) ③20千円/件×480件=9,600千円 ※配分予定額等を鑑み、上記積算金額内での充当を計画する(実施計画提出時点では、交付限度額の関係から、対象経費9,600千円のうち8,146千円に交付金を充当するものとしている。ただし、他の事業の事業費の減額などにより、本事業にさらなる充当が可能となった場合には、対象経費9,600千円の範囲内で追加での充当を行う)。 ④市民	R7.6	R8.3
2	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	省エネ家電製品購入促進事業(事業者)(エネルギー等の物価高騰に直面する事業者への支援)(令和7年度分)	①エネルギー等の物価高騰に直面する事業者への支援を行うため、省エネ家電の買い替えにかかる費用を補助することで、光熱費の削減を推進するとともに、あわせて市内の温室効果ガスの削減を推進する。なお、給付対象については、エネルギー等の物価高騰に直面する事業者への支援という事業目的から、対象となる省エネ家電製品を購入した者に限定している。 ②兵庫県内の店舗で省エネ家電製品を新品(未使用品)で合計5万円(税抜)以上購入し、設置が完了している方への補助(合計10万円以上:2万円、合計5万円以上10万円未満:1万円) ③20千円×20件=400千円 ※配分予定額等を鑑み、上記積算金額内での充当を計画する(実施計画提出時点では、交付限度額の関係から、対象経費400千円のうち1千円に交付金を充当するものとしている。ただし、他の事業の事業費の減額などにより、本事業にさらなる充当が可能となった場合には、対象経費400千円の範囲内で追加での充当を行う)。 ④市内中小企業及びフリーランスを含む個人事業主	R7.6	R8.3
3	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	省エネ設備導入のための大規模改修促進事業(エネルギー等の物価高騰を踏まえた市内中小企業等への支援)(令和7年度分)	①エネルギー等の物価高騰によって経営状況の悪化に直面する市内の中小企業や社会福祉法人の経営状況を向上させるため、市内に有する事業所への省エネ性能の高い設備導入に必要な大規模改修費用に対して補助することで、光熱費の削減を推進するとともに、あわせて市内の温室効果ガスの削減を推進する。 ②大規模改修費用に対する補助(対象経費:設計費、機械装置等購入費、工事費)の3分の1以内(上限100万円) ③1,000千円×4件=4,000千円 ※配分予定額等を鑑み、上記積算金額内での充当を計画する(実施計画提出時点では、交付限度額の関係から、対象経費4,000千円のうち1千円に交付金を充当するものとしている。ただし、他の事業の事業費の減額などにより、本事業にさらなる充当が可能となった場合には、対象経費4,000千円の範囲内で追加での充当を行う)。 ④市内中小企業、社会福祉法人	R7.6	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	ひとり親世帯への生活支援給付金支給事業	①物価高騰に直面する低所得のひとり親世帯に対して、給付金による支援を行う。 ②対象世帯への給付金 ③事業の実施に必要な会計年度職員人件費等(6か月)1,922千円【人件費以外の事業費・事務費については令和6年度実施】 ④低所得のひとり親世帯(児童扶養手当受給世帯等対象児童)	R7.4	R7.10

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所等給食支援事業	①市立就学前施設(認定こども園及び保育所)における給食費(うち主食費)の物価高騰相当分の保護者負担を軽減し、市が負担することで安全安心で栄養バランスを保った給食を引き続き提供し、物価高騰の影響を受ける子育て家庭への経済的支援を行う(教職員の給食費は含まない)。 ②物価高騰に伴う給食費(うち主食費)の保護者負担増額分 ③200円(令和7年度保護者負担月額1,000円-令和6年度保護者負担月額800円)×4,647人(R7年度児童見込み人数) ④芦屋市立就学前施設で給食を喫食する児童とその保護者	R7.4	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食支援事業	①物価高騰に伴う給食費(保護者負担)増額分の一部を補助することで、物価高騰の影響を受ける生活者(保護者)を支援する(教職員の給食費は含まない)。 ②給食費(賄い材料費) ③小学校 23円／回×182回×4,062人=17,003,532円 中学校 28円／回×167回×1,481人=6,925,156円 小中学校合計23,928,688円 ④芦屋市立小中学校保護者	R7.4	R8.3
7	⑨推奨事業メニュー 例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	市立学校に対する光熱費高騰対策支援事業(令和7年度分)	①直接住民の用に供する施設である市立小学校・中学校の光熱費高騰分を充当することによって、安定的な学校運営を継続できるようする。 ②電気使用量・ガス使用量 ③(R7予算額)-(R3決算額) 小・中学校 224,300千円 - 98,647千円 = 125,653千円 ※配分予定額等を鑑み、上記積算金額内での充当を計画する(実施計画提出時点では、交付限度額の関係から、対象経費125,653千円のうち72千円に交付金を充当するものとしている。ただし、他の事業の事業費の減額などにより、本事業にさらなる充当が可能となった場合には、対象経費125,653千円の範囲内で追加での充当を行う)。 ④芦屋市立小学校・中学校	R7.4	R8.3
8	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	こども食堂(地域食堂)に対する支援金(物価高騰対策)の交付事業	①フードドライブ等からの支援も受けながら運営しているこども食堂及び地域食堂に対し、食材費の高騰が当該支援及びこども食堂等の運営の継続性に与える影響等を考慮し、支援金を交付することで安定的な運営の維持を図るとともに、間接的に物価高騰の影響を受けた世帯の負担軽減を図るため支援するもの。 ②こども食堂(地域食堂)を実施する者への支援金 ③利用者1人あたり250円×年間利用人数(16,800人想定) ④市内の子ども食堂・地域食堂(6か所想定)	R7.10	R8.3
9	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	令和7年度私立保育所等物価高騰対策支援事業	①原油価格・物価高騰等により光熱費、食材料費及び燃料代が上昇し影響が生じている市内で事業を実施する保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び幼稚園(以下「保育所等」という。)(市立施設は含まない)に対し、安定した教育・保育を継続的に提供できるよう支援することを目的とする。 ②負担金、補助及び交付金(賄い材料費・電気・ガスの高騰分、ガソリン代の物価高騰分) ③賄い材料費・電気・ガスの高騰分: こども一人あたり700円×1,516人×12か月=12,734,400円 こども一人あたり623円×170人×12か月=1,270,920円(※給食提供日が5日に満たない場合、減算。) ガソリン代の物価高騰分: こども一人あたり20円×170人×12か月=40,800円(※送迎がある施設のみ) ④市内に存する認可私立園(保育所8施設、認定こども園9施設、小規模保育事業所4施設、幼稚園1施設)	R7.10	R7.12

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
10	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食支援事業(追加分)	①物価高騰及び献立計画の状況から、賄材料費(食材費)の追加での値上げが必要な状況にあり、当該給食費(保護者負担)増額分の一部を補助することで、物価高騰の影響を受ける生活者(保護者)を支援する(教職員の給食費は含まない)。 ②給食費(賄い材料費) ③小学校 6円/1食×100回×4,130人=2,478,000円 中学校 7円/1食×90回×1,538人=968,940円 小中学校合計3,446,940円 ④芦屋市立小中学校保護者	R7.10	R8.3
11	⑨推奨事業メニュー 例よりも更に効果があると判断する 地方単独事業	市立就学前施設等に対する光熱費高騰対策支援事業	①直接住民の用に供する施設である市立幼稚園、市立保育所・認定こども園、市立児童発達支援施設、市立図書館の光熱費高騰分を充当することによって、安定的な学校運営を継続できるようにする。 ②電気使用量・ガス使用量 ③(R7予算額)-(R3決算額) 幼稚園 8,200千円-5,788千円=2,412千円 保育所・認定こども園 21,100千円-20,662千円=437千円 市立児童発達支援施設 1,257千円-996千円=262千円 市立図書館 15,180千円-10,775千円=4,405千円 ※配分予定額等を鑑み、上記積算金額内での充当を計画する(実施計画提出時点では、交付限度額の関係から、対象経費7,516千円のうち1,160千円に交付金を充当するものとしている。ただし、他の事業の事業費の減額などにより、本事業にさらなる充当が可能となった場合には、対象経費7,516千円の範囲内で追加での充当を行う)。 ④芦屋市立幼稚園、芦屋市立保育所・認定こども園、芦屋市立児童発達支援施設、芦屋市立図書館	R7.4	R8.3